

## 海外経済要録

### 国際機関

#### ◇第4回国連貿易開発理事会の開催

第4回国連貿易開発理事会(TDB)は、8月30日から9月25日にわたり、ジュネーブで開催された。

同会議では、明年秋に第2回UNCTAD(国連貿易開発会議)開催を控えていることもある、プレビッシュ事務局長が初めての年次報告を行なったほか、各常設委員会報告書の審議、東西貿易、国連ココア会議、貿易原則、第2回UNCTADの開催準備等の諸問題が採り上げられ検討された。

すなわち、①まず、プレビッシュ事務局長は、初の年次報告において、第1回UNCTADで採択された諸報告の実施状況を検討し、1960年代前半の低開発国における経済成長率は約4%と「開発の10年」の目標、年率5%を下回った事実を述べるとともに、その原因として、先進国から低開発国への開発資金の流れが、その量、条件ともに不満足なものであり、このため低開発国の輸入が停滞し、経済開発を妨げる大きな要因となった点を指摘、さらに一部の先進国が第1回UNCTADの諸決議を無視ないし違反していることを非難して注目された。②これに続き、製品、貿易外融資、海運の各常設委員会の報告書がいずれも異議なく承認されたほか、③東西貿易については、ソ連をはじめ東欧諸国から、一部西欧諸国との対東欧差別貿易はUNCTADの精神に反する旨の指摘があり、また、④国連ココア会議については、前回のココア会議が不成功に終わったことから、生産国側はいずれも米国をはじめとする消費国側の態度が非協力的であるとして批判したため、消費国側は次回ココア会議を年内に開催するよう努めるとの方針を再確認した。⑤貿易原則に関しては、討議の余裕がなく次回に持ち越し、⑥最後に、第2回UNCTADの開催準備については、仮議題案を検討のうえ採択、明年9月5日から10月20日まで7週間、ニューヨークで開催することに決定した。なお、次回の第5回TDBは明年5月4日から30日まで、ジュネーブ(不可能な場合はニューヨーク)で開催される予定となっている。

#### ◇国際投資紛争処理に関する協定発効

世銀は、「国家と他国民との間の投資紛争処理に関する

る協定(The Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States)」が、10月14日発効した旨発表した。

本協定は、世銀の傘下に、投資紛争処理センターを設立し、締約国一つと他の締約国の国民たる投資家との間に投資紛争が生じた場合、この調停・仲裁にあたらせることを目的とするものである。同センターの機構については、最高機関として、締約国各1名の代表をもって構成する理事会(世銀総裁がその長となる)が置かれる。

同センターの調停・仲裁を申請するか否かは、紛争当事者の任意であるが、ひとたび両当事者が調停・仲裁を受けることに同意したならば、協定により両当事者とも調停を尊重し、仲裁裁判に従う義務を負うものとされている。

本協定に調印し、発効日までに批准書を寄託した諸国は次の21か国である。

中央アフリカ、コンゴ(ブラザビル)、チャド、ダホメ、ガボン、ガーナ、アイスランド、アイボリーコースト、ジャマイカ、マラガシー、マラウイ、マレーシア、モリタニア、オランダ、ナイジェリア、シエラレオネ、チュニジア、ウガンダ、米国、アッパー・ボルタ、パキスタン

日本は本協定に調印しているがまだ批准していない。

### 米州諸国

#### ◇米国連邦預金保険限度額の引き上げ

連邦預金保険会社および連邦貯蓄貸付保険会社による、銀行および貯蓄貸付組合の預金保険の限度を現在の10,000ドルから15,000ドルに引き上げる法律は、10月17日、大統領の署名を得て、即刻発効した。

なお同法により連邦監督機関(連邦準備制度、通貨監督官、連邦住宅貸付制度、連邦預金保険会社)は、管轄下の金融機関の経営態度が不健全であると判断した場合、「差止め命令(cease and desist order)」を発することができるようになった。またこれらの監督機関は、個人的背任行為の認められる銀行等の役員、高級職員を解任することもできるようになった(旧法では金融機関を最終的に閉鎖する権限だけしか与えられていなかった)。

なお、監督権限の拡大は1972年6月30日までの时限的措置である。

#### ◇デトロイトの一商業銀行破綻

ミシガン州デトロイト所在の商業銀行、Public Bank(1957年設立、昨年末預金高117百万ドル、全米第340

位)は、10月12日破産宣告を受け、直ちに管財人たる連邦預金保険会社の指示により、同地の the Bank of the Commonwealth(昨年末預金高 498 百万ドル、全米第92 位)に吸収された。これは1930年代の恐慌時以来最大の銀行破綻である。

今回の破綻は、同行の積極的なしぶりに根因があり、金融政策の影響によるものではないといわれ、金融筋はこれを平静に受け取っている。

## 歐 洲 諸 国

### ◆英國政府、賃金・物価凍結に関する行政権限を発動

英国政府は、10月 5 日、さる 8 月に成立した「物価および所得法」(9月号「要録」参照)第 4 章に基づく行政権限の発動に踏み切り、女王の裁可を得て、これに関する勅令(Order in Council)を公布した。

今回の措置により、経済省は①賃金・物価を現行水準に据え置くための general order と②特定の経営者および業者に対し、賃金・物価を 7 月 20 日(政府の賃金凍結声明発表時)の水準にまで引き戻すことを命じる special order を発する権限を持つこととなった。

英国政府がこのような措置に踏み切ったのは、Thorn Electrical Industries 社の労組が 9 月 29 日、かねて会社側を相手どり政府の賃金凍結声明発表前すでに妥結をみた賃上げ協定の履行を要求していた訴訟に勝ったこと、さらにこの判決をながめて新聞経営者連盟が印刷および関連組合に対し生計費にスライドさせた補給金の増額に同意を与えたことから、今後もこのような事態が頻発すれば自主的規制に基づく、賃金・物価凍結策が自然崩壊に追い込まれるとの懸念を強めたためとみられている。

### ◆ロンドン・ダラー CD の長期もの発行

- 米国の市中銀行 First National City Bank ロンドン支店は、10月 7 日、従来 6 か月以下であった同行発行のロンドン・ダラー CD(7月号「要録」参照)の最長期間を 1 年とすることを明らかにした。

現地投資家の間では、最近、これまで続いてきたユーロ・ダラー金利の上昇がようやく峠を越したとの観測に基づき、より長期の投資対象を選好する傾向が強まっていると伝えられ、F N C B の今回の措置もこうした情勢に対処したものとみられている。

なお、ロンドン・ダラー CD の市場規模は現在 1 億ドルをやや上回る程度といわれている。

### ◆西ドイツ、67年度連邦予算に関する政府原案成立

西ドイツ政府は、9月29日、来年度連邦予算に関する

政府原案を閣議決定した。注目すべき点は次のとおり。

- (1) 予算規模が、先に閣議で合意に達していた総額 739 億マルク(前年度予算比 7.2% 増)に維持されていること。
- (2) 資金調達面で物品税(揮発油税)を中心とする増税が企図され、国債の発行は約 5 億マルクとほぼ前年度並みに抑えられていること。

- (3) 財政支出を極力抑制する観点から、老令年金保険の掛け金比率の引上げ(加入者負担率 14 → 15%)、貯蓄優遇措置の制限(別項「貯蓄優遇措置を制限」参照)等を行なったこと。

しかしながら、同原案は、①米国からの武器購入代金(年間 27 億マルク)が織り込まれていないこと、②税の自然増収を約 40 億マルクとやや過大に見積もっていること、③このため国債発行を 5 億マルクに抑えることは困難とみられること等問題が多く、今後予算案の成立までには幾多の曲折が予想される。政府原案の項目別明細は次のとおり。

### 1967年度の西ドイツ連邦予算案

(単位・億マルク)

	項目	67 年度 予 算 (政府原案)	66 年度 予 算	増減(△)
歳 入	租 稅	689.4	637.0	+ 52.4
	手 数 料	28.4	31.1	△ 2.7
	負担平衡基金収入	16.0	16.7	△ 0.7 (注) 4.4
	国 債 発 行	5.4		+ 1.0
計		739.2	689.1	+ 50.1
歳 出	社 会 保 障 費	207.4	193.5	+ 13.9
	軍 事 費	195.8	183.3	+ 12.5
	(うち西ドイツ国防軍費)	( 185.4 )	( 173.6 )	( + 11.8 )
	運 輸 費	70.6	67.5	+ 3.1
	農 業 補 助 費	47.4	47.4	0
	後 進 国 援 助 費	19.7	15.5	+ 4.2
	科 学 技 術 開 発 費	16.2	13.4	+ 2.8
	住 宅 建 設 費	13.7	14.6	△ 0.9
	そ の 他 と も 計	739.2	689.1	+ 50.1

(注) 政府原案では 13.7 億マルクが計上されていたが、本年 4 月末以降公債の新規発行が停止されるに至ったため、本年度予算成立時(6月 23 日)には 4.4 億マルクに削減された。

### ◆西ドイツ、貯蓄優遇措置を制限

西ドイツ政府は、10月 5 日、貯蓄奨励の新規制に関する法律(Gesetz zur Neuregelung der Sparförderung)を制定、10月 6 日より実施することとした。今回の措置により、従来の貯蓄優遇措置(1957 年創設)は、大要次のとおり制限されることになった。

(1) プレミアム制度の対象となる個人の長期据え置き貯金および個人の住宅建設用貯金の所要据え置き期間(Sperrfrist)が1年延長されたこと(長期据え置き貯金: 5→6年、住宅建設用貯金: 6→7年)。

(2) 個人の住宅建設用貯金で税制上の優遇措置(貯蓄額が所得税の課税対象から控除される)の対象となるものの所要据え置き期間が15年に延長されたこと(従来6年)。

(3) 生命保険(払込保険料は所得税の課税対象から控除される)の所要契約年限が20年に延長されたこと(従来6~7年)。

なお上記の措置は、政府が昨秋來表明してきた財政支出抑制方針の一端とみられ、その財政負担軽減効果は1967年度は20百万マルク、1969年度には280百万マルクと推定されている。

#### ◇西ドイツ、防衛分担金問題に関するブンデスバンク理事会の決議

ブンデスバンクは、10月6日、連邦大蔵大臣出席のもとに中央銀行理事会を開き、米国からの武器購入資金を政府に貸し付ける場合(注)には、僅少に限定(auf die engen Grenzen)する旨の決議を行なった。これは先般のエアハルト・ジョンソン会談によって、今まで未調印となっていた米国との間の防衛分担金協定が近々調印されそうな運びになつたが、購入代金が67年度連邦予算政府原案に織り込まれていない(別項「67年度連邦予算に関する政府原案成立」参照)ことから、ブンデスバンクの対政府貸付が要請される公算が強まってきたことに対処して、事前にくさびを打ち込んでおこうとするねらいから採られた措置とみられる。

(注) ブンデスバンクの対政府与信枠(政府貸付金および3ヶ月以内の政府短期証券取得の限度)は現在30億マルク。

#### ◇米仏合弁による中期産業金融会社の設立

米国の市中銀行 Bank of America とフランスの市中銀行 Banque de Paris et des Pay-Bas は、近く折半出資によりルクセンブルグに中期の産業金融を行なう会社を設立すると発表、欧州における初の試みとして注目されている。新会社は Ameribas Holding と称し、自社名義で5年物債券を発行して調達した資金を欧州企業に中期(主として5年)のローンとして貸し付けることを目的としている。債券発行額はさしあたり年間2500万ドル程度とみられており、年内に最初の発行が予定されている。

#### ◇フランス、来年度の国民経済計算予測を発表

フランス政府は、9月26日、来年度予算資料として国民経済計算予測を発表した。その概要是次のとおり。

(1) 順調な景気上昇を映じて、投資(+7.2%、本年度見通し+4.9%)および消費(+4.9%、本年度+4.5%)の増加を主因に本年度を上回る国内総生産の伸び(+5.3%、本年度+5.0%)が見込まれていること。

(2) 生産活動の活発化(工業生産+6.5%)による輸入の急増(+11.1%、本年度+7.8%)に伴い貿易収支の悪化(約30億フランの赤字)が見込まれるもの、国際収支(総合収支)はなお29億フランの黒字が予想されていること。

(3) 消費者物価の上昇率は本年度(+2.9%)を下回り、経済計画の線である2.3%に押えることとしていること。

#### フランスの国民経済計算予測

(単位: 億フラン)

	1967年	1966年	前年比実質増加率	
			67/66	66/65
(資源の供給)			%	%
国内総生産	4,767	4,428	5.3	5.0
輸入**	661	588	11.1	7.8*
合計	5,428	5,016	6.0	5.5
(資源の使用)			%	%
消費	3,515	3,274	4.9	4.5
投資	1,176	1,074	7.2	4.9
在庫	48	39	—	—
輸出**	689	629	9.5	7.1*

\*印……改訂(5月下旬)前計数。

\*\*印……輸出入計数は通関ベース。

#### ◇フランス、最低賃金引上げ

フランス政府は、9月29日、最低賃金を引き上げ(引上げ幅2.44%)、10月1日より実施することを決定した。

最低賃金は、259品目の消費者物価指数にスライドし、この物価指数が前回の最低賃金引上げ率を2%以上上回る事態が2ヶ月続いた場合にかぎり引き上げられる建前となっているが、最近政府は、最低賃金の上昇が一般的の賃金上昇に遅れるため適宜引上げを行なっている。今回の措置も、前回の引上げ(66年3月、引上げ幅2.12%)以降物価上昇率は1.35%にしかなっていないが、最低賃金水準の上昇の遅れが目立ったため行なわれたもので、同時に地域格差の縮小も考慮されている。

今回の引上げにより、パリ地区の最低賃金は1時間当たり2.05フランから2.10フランとなる。

なおこれに伴い、農業最低賃金も最高地区で3.4%(1時間当たり1.74フランから1.80フラン)方引き上げられる見込みである。

#### ◇フランス、長期国債の発行

フランス政府は、10月3日、昨年秋に引き続き(40年12月号「要録」参照)重要産業への貸付資金を調達するため15億フランの長期投資国債を発行した。

発行条件は下記のとおりで、最近の国際的高金利の影響などから表面金利が引き上げられた(昨秋5.5→6.0%)が消化はやや難渋し、6日に至り機関投資家、個人を中心全額消化された。

(発行条件)

発行価格	100%
発行利率	6%
期間	15年
償還方法	1967年以降、毎年発行額の $\frac{1}{15}$ ずつを抽せん償還(ただし償還額は、最初の1~5年は額面、6~10年は額面の105%、11~15年は同115%)。

なお発行代り金の貸付計画の明細は、近く発表される予定である。

#### ◇スイス、長期外資流入抑制策の全面緩和

スイス政府は、10月14日、非居住者のスイス株式および不動産取得禁止措置を解除することを決定、10月17日より実施した。本措置のねらいは、低迷を続けるスイス資本市場に新しいいぶきを与えるためとみられているが、これで1964年春以降採られてきた長期外資流入抑制策は全面的に緩和されたことになる(注)。ただし当局は、金融引締め政策を基本的に改めるつもりは全くない旨を表明しており、現在短期の外資について実施されている非居住者預金の新規預入分相当額の凍結措置(国民銀行特別勘定—Sonderkonto—への強制預入)などは存続される。

(注) 非居住者の債券取得禁止措置は、本年4月には抵当債、6月には株式を除く全債券につき解除されている。

### アジアおよび大洋州諸国

#### ◇インド、第4次5か年計画案を発表

インド政府は、さる8月29日、かねてより懸案となっていた第4次5か年計画(1966年4月~71年3月)の最終案を国会に提出した。これによれば、総投資額は第3次計画(1,040億ルピー)比倍増の2,375億ルピーに拡大し

ており、農業および社会福祉関連投資が増大している反面、従来第1~3次計画の中心であった工業部門への投資のウェイトが相対的に低下しているのが特徴的である。同案の概要は次のとおり。

(1) 新規5か年計画中、実質で経済成長率を年率5.5%、1人当たりの国民所得増加率を同3%とする。

(2) 計画の最重点を農業部門におき、年率6%の増産を確保する。

(3) 投資資金の調達については、極力国内資金の动员に努め、財政負担、外国援助依存度を最小限に抑える。かかる方針により、外国援助期待額は約300億ルピー(新レートによるドル換算額40億ドル)と、第3次計画(当初計画額203億ルピー(旧レートによるドル換算額42.6億ドル))に比較して総投資額に占める比率は低下している。

#### 第4次5か年計画部門別投資額

(単位・億ルピー)

	投資額	構成比
農業	340.5	14.3%
工業	697.6	29.4
電力・かんがい	304.4	12.8
運輸・交通	364.0	15.3
住宅建設	178.0	7.5
社会福祉	134.5	5.7
復興事業	15.0	0.6
教育	130.0	5.5
科学技術	14.0	0.6
その他	197.0	8.3
合計	2,375.0	100.0

#### ◇韓国銀行、支払準備制度を強化

韓国銀行は、9月15日、金融引締めをさらに強化するため、現行の支払準備率のほか、新たに限界支払準備率と称する特別の支払準備率を設け、10月1日以降の預金増加額(9月下旬の預金平均残高を基準として算定する)に対してこれを適用することを決定した。これによ

区分	支払準備率	限界支払準備率
貯蓄性預金	長期分 15%	45%
	短期分 20%	
要求払預金	35%	50%
準備金の保有形態	韓国銀行預金または現金。ただし、現金による保有は準備額の10%以下とする。	韓国銀行預金

り支払準備制度は、別表のような二段構えのものとなつた。

今回の措置につき当局は、今後対外部門を中心として市中流動性の増大が予想されるので、既存の預金に対して負担を加重することなく、今後の流動性増加分に対してのみ、規制を強化することを目的として採られたものであると説明している。

#### ◆韓国銀行、通貨安定証券発行要項を改訂

韓国銀行は、10月1日、通貨安定証券の発行限度額を50億ウォンから60億ウォンに増額するとともに、その発行割引率を5%から10%に引き上げた。

同証券発行限度の増額は、金融引締め措置の一環として現在市中銀行に農業協同組合中央会への資金預託(30億ウォン)を行なわせているが、収穫期を迎える今後食糧代金の流入により農中の手元が潤沢となるのを機に、法的拘束力のない預託金を通貨安定証券の保有(発行残高30億ウォン)に振り替えさせることをねらいとして採られたもので、なんら引締め強化を意図するものではないとされている。また、その割引率を引き上げたのは、同

証券保有の増大による銀行経理面への圧迫を緩和するためで、これにより割引率は、現在の農中預託金の利子と等しくなった。

#### ◆豪州、定期預金金利の一部引き下げ

豪州準備銀行は、8月17日、商業銀行の定期預金金利の一部を次のとおり引き下げた。

	新レート (年利、%)	旧レート (年利、%)
30日以上 3か月未満 (ただし預金額10万豪州 ドル以上に限り受け入れ)	4	4½
3か月以上 1年未満	4	4½
1年以上 1年6か月まで	4½	4½
1年6か月越え 2年まで	4½	4½

以上のごとく、長期ものの預金金利を据え置き、短期ものの金利のみ引き下げたのは、昨年3月、1年末満の定期預金金利の大幅引き上げにより商業銀行の資金コストが上がったうえ、銀行従業員の賃金ベースアップ等による経費増大から最近商業銀行の採算悪化が目立ってきたため、これに対処してとられたものである。